

令和 6 年第 2 回定例会
鉾田・大洗広域事務組合議会会議録

開会 令和 6 年 10 月 25 日

閉会 令和 6 年 10 月 30 日

鉾田・大洗広域事務組合議会

令和6年第2回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和6年10月25日（金曜日） 午前10時55分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第6号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第7号 令和6年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第8号 工事請負契約の変更について

日程第6 報告第1号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程のとおり

追加日程第1 会期の延長

出席議員（５名）

1 番 岩 間 勝 栄 議員
3 番 亀 山 彰 議員
5 番 勝 村 勝 一 議員

2 番 井 川 茂 樹 議員
4 番 飯 田 英 樹 議員

欠席議員（０名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	岸 田 一 夫	副 管 理 者	國 井 豊
会 計 管 理 者	新 堀 和 子	鉾田市環境経済部長	長 峰 正 一
鉾田市生活環境課長	富 田 茂	鉾田市生活環境課長補佐 兼廃棄物対策係長	大 川 修
大洗町生活環境課長	大 川 文 男	大洗町生活環境係長	額 賀 真 宏
事 務 局 長	舟 橋 正 人（兼務）	副 参 事 兼 事務局長補佐	大 嶋 克 弘（兼務）
事務局長補佐兼 施設整備係長	大 川 洋 一（兼務）	事務局長補佐兼 総 務 係 長	小野瀬 匡（兼務）
総 務 係 長	石 橋 知 之（兼務）	施設整備係長	土 田 秀 樹（兼務）

職務のため出席した者の職氏名

書 記 長	舟 橋 正 人（兼務）	書 記 長 補 佐	大 嶋 克 弘（兼務）
書 記 長 補 佐	大 川 洋 一（兼務）	書 記	小野瀬 匡（兼務）
書 記	石 橋 知 之（兼務）	書 記	土 田 秀 樹（兼務）

開会 午前10時55分

◎開会及び開議の宣告

○井川茂樹議長 ただいまの出席議員は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

なお、発言等につきましては、自席でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎管理者挨拶

○井川茂樹議長 管理者より議会招集のご挨拶をお願いします。

岸田管理者。

○岸田一夫管理者 議員の皆様におかれましては、全員協議会に続きまして令和6年第2回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について並びに令和6年度一般会計補正予算（第1号）のほか工事請負契約の変更について、令和5年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての議案3件、報告1件につきましてご提案するものでございます。

詳細につきましては、この後事務局から説明させますので、いずれも今後の組合事業を進めていく上で大変重要な案件でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○井川茂樹議長 ありがとうございます。

◎諸般の報告

○井川茂樹議長 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程及び執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○井川茂樹議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、1番 岩間勝栄議員、5番 勝村勝一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○井川茂樹議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第3 議案第6号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第6号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案の理由をご説明申し上げます。

お配りいたしました令和5年度鉾田・大洗広域事務組合決算書をご用意いたします。初めに、歳入決算についてご説明申し上げます。決算書の2ページ、3ページを御覧ください。歳入合計でございますが、予算現額5億7,153万9,000円に対し、収入済額が5億7,127万7,945円となっております。

収入済額の内訳でございますが、1款分担金及び負担金は2億908万144円で、鉾田・大洗広域事務組合負担金条例に基づく構成市町からの負担金となっております。

2款国庫支出金でございますが、国からの循環型社会形成推進交付金といたしまして3,613万7,000円を収入いたしました。こちらの金額には、年度間調整分を含んでおります。また、充当先といたしまして、令和5年度から令和6年度にかけて実施しております建設地造成工事となっております。

3款財産収入の収入済額は9円で、財政調整基金の預金利子でございます。

6款繰越金は6,295万8,646円で、令和4年度決算に伴う剰余金となっております。なお、内訳としましては、繰越事業費等充当財源繰越金4,633万4,000円、純繰越金1,662万4,646円となっております。

ます。

7 款諸収入の収入済額は2,146円で、組合預金利子でございます。

8 款組合債は2 億6,310万円で、一般廃棄物処理事業債となっております。

続きまして、歳出決算についてご説明申し上げます。4 ページ、5 ページをお開きください。歳出合計でございますが、予算現額5 億7,153万9,000円に対し、支出済額が4 億5,365万1,152円、翌年度繰越額が8,542万5,000円となっております。また、不用額は3,246万2,848円となっております。主な要因としましては令和4 年度から5 年度への繰越明許費における残金及び国からの循環型社会形成推進交付金の年度間調整分によるものでございます。

次に、支出済額の内訳でございますが、1 款議会費は43万7,806円で、組合議会の運営費となっております。

2 款総務費は6,588万6,170円で、派遣職員に係る人件費負担金や組合事務局の運営費など、総務管理費が6,574万6,253円、監査委員費が13万9,917円となっております。

3 款衛生費は3 億7,903万5,500円で、新ごみ処理施設整備・運営に係る事業者選定等支援業務委託や新ごみ処理施設整備に係る造成工事及び搬入路の工事等となっております。なお、翌年度繰越額8,542万5,000円でございますが、新ごみ処理施設搬入路等整備工事及び配水管等布設工事、支障物件移転に伴う負担金等を翌年度へ繰り越すものでございます。

4 款公債費は64万676円で、長期債の利子及び一時借入金の利子償還を行いました。

5 款諸支出金は765万1,000円で、財政調整基金への積立金となります。

続きまして、収支についてご説明申し上げます。16ページを御覧ください。こちらは、令和5 年度決算に係る実質収支に関する調書となります。まず、歳入総額が5 億7,127万8,000円、次に歳出総額が4 億5,365万1,000円となり、歳入歳出差引額が1 億1,762万7,000円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源8,542万5,000円を除いた実質収支額は3,220万2,000円となっております。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては8 ページから15ページで、財産に関する調書につきましては17ページ及び18ページに記載したとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、施設整備事業の成果について申し上げます。お配りしました令和5 年度決算資料をご用意したいと思えます。令和5 年度におきましては、新ごみ処理施設の整備、運営を行う事業者の選定を行うとともに、搬入路工事及び建設地の造成工事に着手し、事業を推進してまいりました。

初めに、施設整備に関する予算の執行状況についてご説明申し上げます。1 ページ及び2 ページを御覧ください。令和5 年度におきましては、令和4 年度から実施している施設整備・運営に係る事業者選定等支援業務などの各種委託業務、造成工事、搬入路工事及び配水管等布設工事並びに売

電に係る系統連係保証金として東京電力へ負担金の支出を行っております。

3 ページから 6 ページを御覧ください。委託業務及び工事の執行状況でございますが、これら全てが複数年度にわたる工期等となっており、債務負担行為及び繰越明許費を設定しております。なお、契約内容などの詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

7 ページを御覧ください。公有財産である土地の取得状況でございます。施設用地及び搬入路用地としまして計 6 筆、公簿地積で 542 平米を取得しており、そのうちの一部を分筆し、代替地として交換しております。

以上、議案第 6 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員から決算審査の報告を求めます。

飯田英樹監査委員。

○飯田英樹監査委員 令和 6 年第 2 回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会監査委員報告。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、8 月 22 日に実施いたしました令和 5 年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算に関わる審査の結果及び意見について、その概要を申し上げます。

初めに、審査の結果について申し上げます。お手元の審査意見書の 1 ページを御覧願います。審査の手続きですが、決算その他関係書類について、関係諸帳簿等と照合するとともに、関係職員から説明を聴取したほか、定期監査及び例月出納検査の結果も踏まえて実施いたしました。その結果、決算の計数は正確であり、予算の執行も適正に処理されているものと認められました。

次に、審査の意見について申し上げます。2 ページを御覧願います。令和 5 年度は、建設地の造成工事、搬入路及び関連駐車場の整備に着手するとともに、総合評価一般競争入札により新ごみ処理施設整備・運営事業者が決定したところであります。令和 5 年度一般会計の決算は、歳入額が 5 億 7,127 万 7,945 円、歳出額が 4 億 5,365 万 1,152 円で、歳入歳出差引額は 1 億 1,762 万 6,793 円となりました。

この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源 8,542 万 5,000 円を差し引いた実質収支額は 3,220 万 1,793 円の黒字となりました。

令和 5 年度における予算執行は、適正に行われていたところでありますが、本組合の新ごみ処理施設整備事業では、民間事業者が施設の整備、運営を包括的に行う DBO 方式を採用し、令和 6 年 3 月から施設の設計、建設がスタートしたことから、施設整備の基本方針に基づき各事業者と連携しながら着実に実施するとともに、令和 10 年 4 月の稼働開始に向け、事業の進捗管理の強化、適時適切な情報提供に努められますようお願いいたします。また、今後とも鉾田市及び大洗町における持続可能な廃棄物の適正処理の確保及び循環型のまちづくりに向けて事業を推進されますようお願いいたします。

審査の結果及び意見の概要につきましては以上ですが、詳細につきましてはお手元の審査意見書

のとおりであります。

以上で、令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算の審査の結果及び意見の報告を終わります。以上です。

○井川茂樹議長 決算審査の報告が終わりました。

議案第6号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第6号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、決算書9ページ、循環型社会形成推進交付金3,613万7,000円、1点目、交付対象経費に対する交付率3分の1及び2分の1別と、その交付額について説明いただきたい。

2点目、交付金制度活用のために作成している循環型社会形成推進地域計画は、組合ホームページは令和2年となっているが、環境省のホームページでは令和4年11月30日付の計画が公表されているが、正しいのはどちらなのか。

3点目、計画ページ17の3、一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定の(1)、現有施設リストの廃止施設解体年月日がいまだに記載されていないが、いつ解体する予定なのか、説明いただきたい。以上です。

○井川茂樹議長 3点につきまして答弁を願います。舟橋局長。

○舟橋正人事務局長 今の質問にお答えしたいと思います。

循環型社会形成推進交付金の3,613万7,000円の交付率の内訳ということだと思いますけれども、今回当組合で建設を予定しております新ごみ処理施設につきましては3分の1の交付金ということで進めておりまして、2分の1の交付金については該当になってございません。

続きまして、交付金制度活用のための策定における循環型社会形成推進計画の当組合は2年度となっておりますけれども、実際は岩間議員がおっしゃるとおり、令和4年11月付けの計画が正しいものでございます。当ホームページのほうにつきましては古いものが載っておりますので、こちらは訂正して、おわびしたいと思います。

続きまして、一般廃棄物処理施設の現況、更新というか、廃止ですか。新設の予定とか廃止の予定のもの、廃止の計画だと思うのですが、廃止施設の解体年月がいまだに記載されていないというふうな内容だと思いますけれども、こちらについてはまだ未定ということになっております。今後鉾田のクリーンセンター、大洗の環境組合のごみ処理施設がありますので、その辺については今後の話合いというか、検討によるものとなっております。以上でございます。

○井川茂樹議長 岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 計画については、鉾田市のホームページや広報に掲載していないと思うが、なぜ周知しないのか、お伺いいたします。

○井川茂樹議長 舟橋局長。

○舟橋正人事務局長 計画について、鉾田市のホームページに掲載をなぜしないのかということでご

ございますけれども、この計画についてはいまだに未定ということもございますので、ホームページのほうに記載されていないものと考えられます。申し訳ありません。鉾田市のホームページというふうに記載されておりますので、推測という形でご説明させていただきました。以上になります。

○井川茂樹議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で質疑を終結いたします。

議案第6号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり認定されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第4 議案第7号 令和6年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第7号 令和6年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入予算におきましては令和5年度決算に伴い剰余金が生じたことにより、繰越金を増額するものでございます。

歳出予算におきましては、令和5年度決算に伴う地方財政法の規定に基づく基金の積立金及び事務費の増額のほか予備費を増額し、収支の均衡を図るものでございます。

議案書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,617万8,000円とするもので、款項の区分については2ページ及び3ページに記載の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。6ページを御覧ください。3款1項1目1節の利子及び配当金につきましては、預金金利の上昇により財政調整基金からの運用収益として

5,000円を増額するものでございます。

6款1項1目1節の繰越金につきましては、令和5年度決算に伴い、前年度繰越金を866万8,000円増額するものでございます。

7款1項1目1節の組合預金利子につきましては、預金金利の上昇により組合預金利子として10万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。7ページを御覧ください。2款1項1目の一般管理費でございますが、11節の手数料におきまして支払事務に伴う手数料の値上げに対応するため1万7,000円の増額、17節の備品購入費におきましては、事務機器を購入するため58万1,000円を増額するものでございます。

5款1項1目の財政調整基金でございますが、24節の積立金におきまして預金金利の上昇に伴う利子の増及び地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金積立金を434万円増額するものでございます。

8ページを御覧ください。6款1項1目の予備費でございますが、歳入歳出予算の収支の均衡を図るため383万5,000円を増額するものでございます。

以上、議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第7号 令和6年度銚田・大洗広域事務組合一般会計補正予算(第1号)、補正予算書7ページ、2款総務費、1項総務管理費、備品購入費58万1,000円について、組合の備品等の整備に関する考え方と今回の備品、紙折り機と電動ホッチキス購入の必要性について説明をいただきたい。以上です。

○井川茂樹議長 小野瀬事務局長補佐。

○小野瀬匡事務局長補佐兼総務係長 ただいまの質問にお答えいたします。

備品購入費でございますが、まず基本的な考え方としては、余計なものを買うということは当然考えてございません。今回購入ということで補正のほうをお願いしておりますこちらの紙折り機と電動ホッチキスでございますが、まず最初にホッチキスのほうなのですけれども、ふだん皆さんがお使いいただく手で止めるホッチキスにつきましては、紙の枚数で大体20枚ぐらいが止められる限界の厚さでございます。今回本体工事のほうの会議とかも頻繁にやっておるのですが、かなり資料が厚くなっておりまして、普通に手で使うホッチキスではちょっと止めるのが難しい厚さになってございます。その関係から、もっと厚いものも止められる、こちらの電動のものを購入したいということでございます。

それから、紙折り機のほうでございますが、こちらまずA3の紙を会議で使うことが多くなっております。A3の紙につきましては、取り回しをよくするために半分に折って、もう半分にA

4サイズになるように2回折るような形をつづることが多いのですけれども、そちらをやる場合に紙を折る1枚当たりの時間に手作業ですと大体15秒ぐらいかかる状況がございます。そうしますと、4枚おると1分、8枚だと2分というような形になりまして、会議に出席する人数分の紙を手で折るということになりますと、20人分作るというようなことで仮に8枚折るというような形でございますと、折るだけで40分というような時間がかかってきますので、そちらを時間をもっと節減して、効率的に進めたいということで、紙折り機を導入すればそういった時間が例えば1分とかに短縮されるということがございますので、紙折り機のほうを購入したいということで計上をお願いするものでございます。以上です。

○井川茂樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で質疑を終結いたします。

議案第7号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号 令和6年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑

○井川茂樹議長 日程第5 議案第8号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第8号 工事請負契約の変更につきまして提案理由を説明申し上げます。

本案につきましては、5国補第1号、新ごみ処理施設整備に係る造成工事の請負契約を変更したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決の議決を求めるものでございます。

裏面の2ページの説明資料を御覧いただきたいと思います。本案は、5国補第1号、新ごみ処理施設整備に係る造成工事につきまして、令和5年第3回鉾田・大洗広域事務組合議会臨時会において議決をいただき、大貫・ミドリヤ・木村特定建設工事共同企業体と締結した請負契約を変更する

もので、既契約額 7 億 4,239 万円に対し 5,830 万円を増額し、8 億 69 万円とするものでございます。

主な変更理由でございますが、現地掘削及び土質試験の結果、当初設計と異なる土質であったことから、切土のり面の崩壊の防止、土質に合った地盤改良材の見直しをする必要が生じたこと、さらに伐採、伐根におきましては現場を精査した結果、当初の想定よりも処分量が多く発生したことから、変更が必要となりました。

主な工事の変更内容でございますが、切土のり面において土質に合った勾配に変更したことによる土工の変更、また地盤改良において土質調査の結果による改良材の変更及び余剰改良土の撤去を追加したことによる土工の変更、さらに伐採、伐根において処分量が増えたことや伐採時に混合廃棄物が出てきたことによる変更となっております。

以上、議案第 8 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 8 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。亀山議員。

○3 番 亀山彰議員 私のほうから質問させていただきます。

まず、主な変更理由について、当初の設計と異なる土質であったということですが、なぜこのようなことが起こったのか。

また、地上部で見れば、伐根、伐採の量ですが、一目瞭然なのが 17 倍にもなっていると。これは明らかに設計ミスではないかと思うんですが、その理由についてお尋ねいたします。

○井川茂樹議長 2 点についての答弁を願います。舟橋局長。

○舟橋正人事務局長 お答えします。

今の質問、伐採工について、なぜ増えてしまったという話だと思います。当初設計方法としましては、建設地の手入れのされていない山林ですので、現場の調査の状況としてヘクタール当たりの幹材積量、部材積量の割合の設定が必要になっております。今回近隣、県内での事例がなかったために、太平洋岸である地域性が類似した開発事例を参考に設定したところです。設定に当たりましては、現地状況等を加味した設計をしております。実際に工事に入りますと、参考とした材積量よりも密度が非常に高く、それに伴いシノの根等も大幅に増えた結果となり、設計と現地の状況、密集度が一致しなかったことが原因となっております。

なお、造成工事などの大規模における伐採量算定方法としましては、ヘクタール当たりの幹材積量、部材別積量割合を開発地近辺での事例から設定しますが、ない場合には近隣、県内の事例や類似した開発事例の資料を用いることが一般的な方法となっております。設計で計上する発生量と実際の出来高による発生量については乖離が生じてしまいましたけれども、今回がそういった密度が大きくなったことが発生量の増加ということとなっております。以上でございます。

〔「土質、土質」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 土質の点についてご回答させていただきます。

事前調査としまして地質調査を行っておりますが、あくまで地質想定のためのボーリングなので、ジャストポイントで行っておりません。ボーリングの箇所としましては、地質調査要領に基づきまして200メートルごとに数か所ということでございますので、2か所設定しております。そういったようなことで、あくまで地質想定のためということですので、実際現地に入った段階で土質調査を行ったところ、異なったというところでございます。以上でございます。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 説明に全協とそごがあると思うんですね。土質が違うという説明ですが、この説明資料では土質が違うと明記されておりますけれども、先ほど来ボーリング調査の中では幅が同じ土質ではあるんだが、幅が違ったというような説明がありましたが、全協と本会議での説明が違うのかなというふうに思います。

そんな中で、また再質問させていただきますけれども、この設計箇所、9か所をボーリングしたと。本体を造るところも大事ですし、また擁壁をする場所も非常に大事な箇所である。この9か所の場所を指定したのは、執行部側が指定したのか、それとも7,100万円でコンサル業務を受注した設計会社が指定したのか、そこについてお尋ねいたします。

もう一点。伐根、伐採についても17倍も量が違うということは、あまりにも設計が甘いんではないかというふうに思うんですが、そこについて17倍も違う理由について、設計監理会社とどのような打合せをしたかについてお尋ねいたします。

○井川茂樹議長 2点について答弁願います。

最初に、土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 土質調査の箇所につきましてご回答させていただきます。

今回の9か所のボーリングの調査箇所の設定なのですが、こちら支援業務のほうでエイト日本技術開発のほうにお願いしているんですけど、そちらで建物の計画等も全体的なものをやっているところでございますので、箇所につきましてもエイト日本技術開発のほうで設定をしていただいたというところでございます。

○井川茂樹議長 大川事務局長補佐。

○大川洋一事務局長補佐兼施設整備係長 先ほどの説明と同じようになってはしまうんですけども、実際に現場と設定した数量のものは違ったということ、そこしか今回の理由としてはございません。申し訳ございません。

〔「根っこは」と言う人あり〕

○大川洋一事務局長補佐兼施設整備係長 伐採の量のほうもそうです。申し訳ございません。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 設計とそごがあったと、現地が違ったということの設計だということでありま

す。

その中で、設計している設計会社、コンサル会社ですね、追加を合わせると7,100万円余りのことで今回プロポーザルで設計しております。その後、実施設計、この造成の実施設計は同じ株式会社エイト日本技術開発さんが実施設計という形でコンサルから携わって、これは50%、1,400万円に対して700万円で、50%で落札しております。そこがした設計が、これほどそごがあると。1,400万円かかるものを半分でできるということをしていただいたんですが、これだけそごがあるということは非常に不安であります。

なぜ不安かといいますと、新ごみ処理施設整備に係る設計監理、施工監理業務委託、こちらもこの株式会社エイト日本技術開発さんが約2億円で受注しております。本当にこの業者にこれから300億円、銚田市、大洗町とで負担する施設の監理を任せて大丈夫なのか。非常に私は不安で震える思いであります。元のスタートからずっと携わっている業者が、50%の落札でこのようないいかげんな設計をしたということに対して、執行部はどのような対応をしたか。これ3回目の件です。

また、執行部のこれまでの説明では、到底私は市民にご説明することができません。なぜ約5,800万円、全体から言えば8%の増額契約ですので、事業からすれば仕方ない増減、また必要不可欠な、これJVさんには迷惑かけるわけにいかないの、必要不可欠な私は追加工事だと、追加費用だというふうには思いますが、あまりにもひどい設計なのかなと。まして半額で受注しているの、いいかげんな設計、大体でやったのか。今聞きますと、全国データを基に適当にやったというふうに感じられます。これについて、執行部はどのように考えているのかを最後にお尋ねいたします。

○井川茂樹議長 岸田管理者。

○岸田一夫管理者 まず、物のことに考えは人それぞれございます。私たちの執行部、そして当然選ばれている議員の皆様方一人一人の考えがございます。今までの新ごみ処理施設におきましては、きちんとルール、またいろんなルールにのっとって進めているということでございまして、私どもこれからもそのルールにのっとって進めたいと思います。以上でございます。

○井川茂樹議長 ほかに質問ございませんか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第8号 工事請負契約の変更について、造成工事に係る主な変更理由記載事項から、今までの事務及び業務に瑕疵があったと考えられますので、その詳細を説明いただきたい。

1つ目、土地取得のための現地調査をしていると思うが、調査記録から土地の現況報告を發表していただきたい。

2つ目、不動産鑑定に当たり、国の定める不動産鑑定評価基準に基づき、鑑定評価報告書が作成されたと思いますが、次の要因について活用状況について説明いただきたい。

1つ、不動産の価格を形成する要因の一般的要因中、自然的要因、地質、地盤、土壌、土層、地勢の状態。

2 番目に、地域要因中、洪水、地滑り災害発生危険性。

3 番目、土地に関する個別的な要因中、土壌汚染の有無及びその状態。

4 番目、資料の収集及び整理中、国土地理院及び税務課撮影の固定資産税評価時等の空中写真及び土地所有者から聴取資料等の要因資料。

ボーリング調査をする際の地点設定時及び現地確認時の現況写真を基に説明いただきたい。

造成工事設計図書作成時の現況調査と設計詳細内容。以上です。

○井川茂樹議長 4 点について答弁願います。舟橋局長。

○舟橋正人事務局長 ただいまの議案第 8 号の工事請負契約の変更についての 4 点のお話だと思うのですが、申し訳ないですけれども、今資料がございませんので、そちらにつきましては提出できるもの、できないものもちょっとあるかと思えます。その辺も精査の上、今お渡しできませんので、回答のほうも申し訳ないのですが、できませんので、後日お渡しできればというふうに考えております。申し訳ございません。以上になります。

○井川茂樹議長 岩間議員。

○1 番 岩間勝栄議員 回答できるものはないのでしょうかね。

〔何事か言う人あり〕

○井川茂樹議長 暫時休憩いたします。

(午前11時45分)

○井川茂樹議長 会議を再開いたします。

(午前11時46分)

○井川茂樹議長 舟橋局長。

○舟橋正人事務局長 ただいまの 4 項目につきましては、資料に基づく説明でございますので、今資料が手元ございませんので、後日中身を精査の上、報告したいと思えます。以上でございます。

○井川茂樹議長 岩間議員。

○1 番 岩間勝栄議員 各質問事項に対する関係書類の提出を求めます。

以上、4 回のチェックができたはずなのに、対応できなかった責任は重く、管理者、土地所有者、事務担当者、不動産鑑定士、設計業者、ボーリング業者など、関係者の責任の所在についてご説明いただきたい。以上です。

○井川茂樹議長 岸田管理者。

○岸田一夫管理者 責任云々というのを確認するために、もう一度、どういうもの、もう一度お願い

できますか。詳細をお願いします。

〔「前にお話した」と言う人あり〕

○岸田一夫管理者 残さなくちゃならないから、俺も。

○井川茂樹議長 岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 では、もう一度かいつまんでお話しします。

1つ目は、土地取得のための現地調査をしていると思うが、調査記録から土地の現況報告を発表していただきたい。

2つ目、不動産鑑定により、国の定める不動産鑑定評価基準に基づき鑑定評価報告書が作成されたと思いますが、次の要因について活用状況について説明いただきたい。

3番目に、ボーリング調査をする際の地点設定時及び現地確認時の現況写真を基に説明いただきたい。

造成工事設計図書作成時の現況調査と設計詳細内容でございます。以上です。

○井川茂樹議長 岸田管理者。

○岸田一夫管理者 それではなく、管理者、職員の責任云々、その部分です、私がお尋ねしているのは。

〔「責任云々……」と言う人あり〕

○岸田一夫管理者 記録残さなくちゃなんで、よろしくをお願いします。

○井川茂樹議長 3回目なんですけど、岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 不動産の価格を形成する要因の一般的要因中、自然的要因、地質、地盤、土壌、土層、地勢の状態ですね、そういうものもきちんとやったのか。

地域要因中、洪水、地滑り、災害発生危険性。土地に関する個別的要因中、土壤汚染の有無及び状態。資料の収集及び整理中、国土地理院及び税務課撮影の固定資産税評価時等の空中写真及び土地所有者からの聴取資料等の要因資料について。4回のチェックができたはずなのに対応できなかったというのは、責任は重くということです。

○井川茂樹議長 事務局は、その資料がそろい次第、岩間議員のほうに説明と提出をするということで、岩間議員、それでよろしいですか。

○1番 岩間勝栄議員 はい。結構です。

○井川茂樹議長 では、そのように事務局も取り計らいをお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長、動議」「賛成」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 私は、地方自治法第115条の2第2項に基づいて、参考人の聴取を求めます。

今回事務局からの説明はありましたが、あまりにも説明がいいかげんで、なかなか我々では理解

できません。株式会社エイト日本技術開発さんに参考人として出席いただき、今回の設計と実施の
そごについて説明を願いたいと思います。以上、お諮りください。

○井川茂樹議長 暫時休憩いたします。

(午前11時49分)

○井川茂樹議長 再開いたします。

(午前11時53分)

○井川茂樹議長 亀山議員より動議が出ております。動議は、岩間議員の賛同で、2人で成立して
おります。

今亀山議員より発言がありました、参考人の招致を求める動議が提出されたので、この動議につ
きまして議員の皆様の賛成、反対の賛否を問いたいと思いますので、議員の皆さんにはよろしくお
願いしたいと思います。

〔「ちょっと議長、すみません。その前に私確認なんですが、これど
ういう形でこれ、今エイトさん、参考人で説明という話がありま
したけど、ちょっといま一つどういうふうにやるのか、イメージ
できないんですけど、どういうふうな感じ」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 暫時休憩いたします。

(午前11時54分)

○井川茂樹議長 会議を再開いたします。

(午後零時11分)

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 先ほど動議を提出しましたが、取消しをさせていただきます。

◎日程の追加

○井川茂樹議長 お諮りいたします。

会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎会期の延長

○井川茂樹議長 追加日程第1、会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日までと議決されましたが、議事の都合により10月26日から11月5日までの11日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は10月26日から11月5日までの11日間延長とすることに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○井川茂樹議長 日程第6 報告第1号 令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、報告第1号 令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業でございますが、3款衛生費、1項清掃費の施設建設費で、内容については搬入路整備工事等でございます。

また、翌年度繰越額は8,542万5,000円となり、金額欄との差額は配水管等布設工事について、令和5年度内に前払い金の支払いが行われたことによるものでございます。

なお、繰越しに伴う財源につきましては、全額一般財源となっております。

以上、報告第1号の説明を終わります。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第1号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上で終了といたします。

◎散会の宣告

○井川茂樹議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後零時14分

令和 6 年第 2 回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会
議 事 日 程 （第 2 号）

令和 6 年10月30日（水曜日） 午後 5 時10分開議

日程第 1 議案第 8 号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（５名）

1 番 岩 間 勝 栄 議員
3 番 亀 山 彰 議員
5 番 勝 村 勝 一 議員

2 番 井 川 茂 樹 議員
4 番 飯 田 英 樹 議員

欠席議員（０名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	岸 田 一 夫	副 管 理 者	國 井 豊
会 計 管 理 者	新 堀 和 子	鉦田市環境経済部長	長 峰 正 一
鉦田市生活環境課長	富 田 茂	鉦田市生活環境課長補佐 兼廃棄物対策係長	大 川 修
大洗町生活環境課長	大 川 文 男	大洗町生活環境係長	額 賀 真 宏
事 務 局 長	舟 橋 正 人（兼務）	副 参 事 兼 事務局長補佐	大 嶋 克 弘（兼務）
事務局長補佐兼 施設整備係長	大 川 洋 一（兼務）	事務局長補佐兼 総 務 係 長	小野瀬 匡（兼務）
総 務 係 長	石 橋 知 之（兼務）	施設整備係長	土 田 秀 樹（兼務）

職務のため出席した者の職氏名

書 記 長	舟 橋 正 人（兼務）	書 記 長 補 佐	大 嶋 克 弘（兼務）
書 記 長 補 佐	大 川 洋 一（兼務）	書 記	小野瀬 匡（兼務）
書 記	石 橋 知 之（兼務）	書 記	土 田 秀 樹（兼務）

開議 午後 5 時10分

◎開議の宣告

○井川茂樹議長 ただいまの出席議員は 5 名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、発言等につきましては、自席でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○井川茂樹議長 日程に先立ち、諸般の報告を行います。

本日の議事日程及び執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第 8 号の討論、採決

○井川茂樹議長 日程第 1 議案第 8 号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案第 8 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。亀山議員。

○3 番 亀山彰議員 3 番、亀山彰です。議案第 8 号 工事請負契約の変更について反対の立場で討論いたします。

新ごみ処理施設整備に係る造成工事、契約金額 7 億 4,239 万円を 5,830 万円増額変更する契約は、施工業者が施工前に現地調査したところ、設計と大きなそごがあることが発覚しました。土質の層から掘削工、盛土工の増額、その関連工事で仮設工も増額、伐採、除根工では樹木が 1.35 倍、シノが 2.48 倍、シノ根については 17 倍とずさんな設計があらわになりました。施工業者の的確な事前調査で、掘削による地山崩壊など、危険な工事施工を回避できたことは幸いであります。

この設計業者は、新ごみ処理施設整備・運営に関わる業者選定等支援業務から、要は当初から携わっているにもかかわらず、ずさんな設計をしています。実施設計業務を落札率 49.5% の格安で受注していることには関係ないと信じておりますが、疑念は払拭されておられません。また、今後この設計業者が本体工事設計監理・施工監理業務を落札率 98%、約 2 億円で受注しており、300 億円の巨額を投じる新ごみ処理施設建設に暗雲が立ち込めていると、市民、町民が心配しております。施工業者には何の責任もありませんので、増額契約は認めるべきと思いますが、それ以前の設計業務について管理者の瑕疵が払拭することができませんので、到底増額契約は認めるわけにはいきません。管理者から設計業務の瑕疵がないことを明白にすることを求めます。

以上のことから、議案第8号 工事請負契約の変更について反対して、同僚議員各位の賛同を切に願い、反対討論を終わります。以上です。

○井川茂樹議長 賛成の方の討論ありませんか。飯田議員。

○4番 飯田英樹議員 議案第8号 工事請負契約の変更についてに対し賛成の立場で討論いたします。

新ごみ処理施設整備事業は、快適な住民生活を形成するために欠かすことのできない重要なインフラ整備であり、令和10年4月からの施設稼働に向け、事業を推進しているところであります。この造成工事は、新ごみ処理施設の建設工事に先立って行うものであり、昨年8月30日の令和5年第3回鉾田・大洗広域事務組合議会臨時会におきまして工事請負契約の締結について可決したところであります。

今回の工事請負契約の変更につきましては、設計と異なる土質であったこと、伐採、伐根の量が大幅に増えたことが主な内容であり、条件変更としていずれも必要で、やむを得ないものであることから、適切であると判断いたします。また、来年4月から建設工事に着手する予定であり、現在施設の設計も順調に進められていることから、造成工事を工期内に完成させ、事業を円滑に推進すべきだと考えております。

各議員におかれましては、ただいま申し上げました趣旨につきましてご理解いただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○井川茂樹議長 ほかに討論ありませんか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第8号 工事請負契約の変更について、反対の立場から討論いたします。

今回の工事の変更の中で、地盤改良工の固化材が変更となっております。こちらについては、当初設計を計画する段階でボーリング調査を行い、設計を組んでいるはずですが、なぜ最初から透水性の高い砂の地盤があることが分らなかったのか、疑問に残ります。また、今回工事の地質調査で工事範囲を決めたと思いますが、この工事範囲も過大に積算しているのではないかと、疑念が払拭できません。このようなことから、地盤改良時の改良固化材と地盤の解きほぐし土により改良体の体積が増加した要因については、積算の甘さが否めない。設計者の瑕疵があるのではないかと。不動産鑑定評価基準、国が定めた関係資料の提出を求めたが、資料不足、不備があり、判断するための基礎とはならない。

今回の工事の変更について納得ができないことから、反対の意を表します。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。討論を終わります。

○井川茂樹議長 ほかに賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は、起立により行います。議案第8号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井川茂樹議長 賛成、反対が同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。

議案第8号については、議長は可決と採決いたします。

◎会期中の閉会

○井川茂樹議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎議長挨拶

○井川茂樹議長 最後に、私のほうから一言申し述べたいと思います。この大きな事業に対しまして、いろいろな議員の判断もあって進めていかなければならないと思うんですけど、さらに管理者、副管理者、また事務局においてはさらなる慎重審議で目配り、気配りをしていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○井川茂樹議長 これをもちまして、令和6年第2回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後5時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 井 川 茂 樹

署 名 議 員 岩 間 勝 栄

署 名 議 員 勝 村 勝 一